

県民のみなさまへ

令和五年七月



- (一) 犯罪や非行を防ぐことの運動が目標です。この運動において力を入れて取り組むことで、犯罪や非行をした人の立ち直りを支援するなどして、広く周知し、理解を深めてもらうための取組として、デジタルツールも活用するなどして、多くの人が協力しながら活動を楽しむことができます。
- (二) 犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があります。これで、多くの人たちが協力をすることで、再犯を防止するなどの大切さや、更生保護の活動についで、立派な協力の取組として、多くの人に協力してもらおうための取組があります。
- (三) 保護司、更生保護女性会会員、BBS会員、協力雇用主等の更生保護ボランティアの活動を支援し、なり手を増やすために協力者として気軽に参加してもらおうための取組があります。
- (四) 民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行を期する取組として、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくなるためのネットワークをつくる取組があります。
- (五) 犯罪や非行が起らないよう、若い人たちの健やかな成長を期する取組として、協力くださいますよう心からお願い申し上げます。

「社会を明るくする運動寄金」は、「社会を明るくする運動」や更生保護活動を支援するための愛の募金です。これまで地域社会で行われてきた「社会を明るくする運動」を推進し、更生保護活動を充実していくことを目指すことがあります。この運動が目標です。

この運動において力を入れて取り組むことで、立派な協力の取組として、多くの人が協力を楽しむことができます。この運動において力を入れて取り組むことで、立派な協力の取組として、多くの人が協力を楽しむことができます。

以上のこと踏まえ、地域の皆様方が、犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くため、「社会を明るくする運動」を促進する「再犯防止法」が施行されましたが、同法においては、国民の理解とともに、再犯の状況にあります。また、近年の成人による犯罪の動向を見ますと、刑法犯の検挙人員は減少傾向にあります。犯罪者の中に占める再犯者の比率は約5割と大幅に高まります。平成二十八年十一月に「再犯の防止等の推進に関する法律」(再犯防止推進法)が施行されました。この法律は、再犯の防止を促進するとしての重要性が明記されています。

この状況にあります。また、近年の成人による犯罪の動向を見ますと、刑法犯の検挙人员は減少傾向にあります。犯罪者の中に占める再犯者の比率は約5割と大幅に高まります。平成二十八年十一月に「再犯の防止等の推進に関する法律」(再犯防止推進法)が施行されました。この法律は、再犯の防止を促進するとしての重要性が明記されています。

この運動が目標です。



——犯罪や非行を防ぐし、立ち直りを支える地域のチカラ——

第七十三回 「社会を明るくする運動」

「社会を明るくする運動活動寄金」 趣意書